

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號

昭 和 十 六 年 二 月

創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士 小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
領用制の進展……………	經濟學士 徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士 大上末廣
買辦制度……………	經濟學士 鈴木綏一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士 岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士 熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士 島本 融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

東亞廣域經濟の貿易政策

谷 口 吉 彦

目次

- 一 東亞貿易の新原理
- 二 貿易協定の促進
- 三 貿易協定の内容
- 四 清算協定の締結
- 五 東亞リンク制の創設
- 六 東亞貿易の將來

一 東亞貿易の新原理

東亞廣域經濟は今日の段階においては、日・滿・支を中心として、これに佛印・蘭印・泰國を加へた謂はゆる大東亞共榮圏の範圍にわたり、¹⁾多數の獨立國および植民地を包含するものであるが、是等の諸國に對する吾國の貿易政策は、何よりも先づこれまで歐米資本主義國によつて續けられて來た東亞貿易政策を超克せねばならぬ。根本的には個人主義・自由主義・營利主義の上にたつた歐米の東亞貿易は、それ自身の資本主義を維持し永續せしむるための手段として、東亞貿易を之に利用したことは周知の事實である。

かの中世以來の東亞貿易による資本蓄積が、イギリス資本主義の出發點となつたことは姑らく別とするも、一般に歐米資本主義の存續發展にとつて、最も重要な原料品および食料品は、その少なからざる部分を東亞貿易

1) 拙稿、『廣域經濟の理論』、經濟論叢、第五十一卷第五號。
拙著、新版『國際經濟の理論と問題』、前論第三章參照。

に求めざるを得なかつた。われ／＼の東亞は、過去數世紀にわたつて、言はず歐米資本主義の兵站部となつたわけである。

而かも歐米諸國の東亞貿易は、資本主義國と非資本主義國との貿易であり、または資本主義的先進國と後進國との貿易であるから、たとひ表面では公正な經濟的取引の外觀を示したとしても、實質的には決して公正な取引の行はれるものではなく、その結果として、歐米諸國に巨大な富の蓄積をもたらしたに對し、東亞諸國は却つて貧弱を加へたではないか、加ふるにかゝる東亞貿易の裏面には、常に資本の貸借が潜在して、貿易はその結果または原因として行はれてゐた。即ち東亞貿易による歐米諸國の資本蓄積の進むに従つて、次第に資本過剰となり、資本輸出を必要とするに至つて、東亞はこの資本輸出市場として選ばれ、その資本貸付の變形としての輸出および利子支拂の變形としての輸入がまた、東亞貿易の重要な部分となつて來た。

かくして歐米資本の東亞進出は、これと共に必然にその政治的勢力の進出となり、遂に今日見るが如き東亞の植民地化または半植民地化をもたらすこととなつた。かくして東亞は歐米資本主義國の植民地となり、半植民地となることによつて、政治的・外觀的には歐米に依存し歐米に扶養せられながら、經濟的・實質的には、却つて歐米を依存せしめ、歐米を扶養しつゝ來たわけである。

新たな東亞貿易政策は、かくの如き歐米資本主義の利己的政策を超克せねばならぬ。そのためには東亞全體としてまづ歐米資本主義の羈絆から解放されねばならぬ。それは根本的には植民地の獨立であるが、併し現實の貿易政策から見れば、植民地諸國の貿易政策の獨立さへ確保されば、或程度にこれを實現することが出来る。例

へば最近に傳へらるゝが如き佛印の關稅自主權の認容の如きが、東亞の各植民地に實現して、之を植民地自身のために十分に利用しうるならば、それだけでも東亞貿易は著しく變化をもたらすであらう。

東亞新秩序の建設を大東亞共榮圈の範圍に確立せんとする吾國の立場においては、その東亞貿易政策は全く新たな新秩序の立場から、何よりもまづその根本理念を確立せねばならぬ。然らざる場合には、誤つて歐米諸國の先蹤に陥つて、たとひ東亞から歐米資本主義を驅逐したとしても、之に代つて吾國の植民地貿易を設定するに至る危険が、全く無いとは言へないからである。こゝでは東亞新秩序の理念を詳論する餘裕はないが、要するに吾國が、たとひ吾國のみの利益の立場から、その貿易政策を立案し實施したとすれば、歐米資本主義の誤謬に陥る危険が最も強い。廣く東亞全體の総合的な立場にたつて、東亞全體の經濟的發展のために、その貿易政策を確立せねばならぬ。かの協同主義にもとづく相互利益または共同利益の立場においては、現實において利害の衝突を避け得られぬ部分を生じ、結局において紛争または分裂に導く危険がある。この場合には各自の利己的立場を超越して、東亞全體の総合的發展のために、東亞各國が各々その特殊の職能を果すといふ綜合主義の立場にたつて、全體的な綜合計畫の下に、東亞貿易政策を確立し實施せねばならぬ。

この意味においては、最近に發展することゝなつた謂はゆる貿易統制または計畫貿易の如きも、それが單純に從來の自由貿易の對立物として發展した限りにおいては、今後の東亞貿易政策を律する規範とはなり得ない。むしろ今後の東亞貿易は、統制貿易または計畫貿易の方向に進まねばならぬことは言ふまでもないが、併し從來の謂はゆる統制貿易または計畫貿易は、主として單獨國家の一國限りの利己的立場から、計畫され實施されてゐるから

2) 拙著、『東亞綜合體の原理』參照。

である。將來の東亞貿易も、その現實の方策においては、後に述ぶるが如く、恐らく相互間の貿易協定の下に、或は交換貿易 (Barter system) となり、或は割當貿易 (Quota system) となり、或は許可貿易 (Licence system) となるべく、或はまた爲替清算協定の下に種々なる清算貿易 (Clearing system) となつて現はれるであらう。これらは何れもすでに歐洲各國の單獨國家において採用されつゝある新たな貿易政策である。³⁾ 東亞貿易の將來においても、出來うる限り盛んに是等の新方策を採用せねばならぬが、併しその根本理念は、歐米におけるが如き利己的觀念を超越して、東亞新秩序の綜合原理により、東亞全體の利益と發展のために行はれねばならぬ。

二 貿易協定の促進

東亞貿易政策として先づ第一に着手すべき方策は、東亞諸國の間に貿易協定を成立せしむるにある。蓋し現代貿易の重要な特質は、各自の貿易をたゞ自由貿易として、貿易業者の自由活動に放任することなく、まづ國と國との間に貿易協定を締結し、その下において貿易を行はしむる點にあるからである。⁴⁾

貿易協定は國と國との公的な協定ではあるが、古くより存在する通商條約または通商協定とは、全くその意義と内容を異にするものである。まづ第一に、通商條約は、その歴史的意義においては、かの中世的統制貿易から近世的自由貿易への轉換期に成立するものであるが、貿易協定は寧ろ近世的自由貿易から現代的統制貿易への轉換期に成立しつゝある。第二に、その内容においては、通商條約の經濟的または貿易的規定は、精々のところ關稅に關する規定を包含してゐるに過ぎない。然るに最近の貿易協定は、例へば日印協定におけるが如く、むろん

3) 拙著、『貿易統制の研究』、第一卷、第二卷、第三卷參照。

4) 拙著、同上第一卷、323—328頁。

關稅に關する協定も含まれてはゐるが、併しその重要な内容は、寧ろ貿易數量の協定にあると言はねばならぬ。例へば印棉百五十萬俵の輸入に對して綿布四億碼の輸出を最大量として協定し、なほ之に關聯する詳細な數量協定を規定してゐる。⁵⁾ 第三に、貿易協定の特質は、その個別的なる點にある。むろん通商條約といへども一國と一國との個別的協定ではあるが、併し多くの場合には謂はゆる最惠國約款なるものがあつて、同一の内容が他の多數國家に均霑する仕組みとなつてゐる。然るに貿易協定にはむろん最惠國約款の如きものはあり得ず、純然たる當事國限りのものである。また貿易協定に含まるゝ數量協定は、一つ／＼の商品別に、その貿易數量を協定するか、この點においても著しく個別的である。更にまた通商條約の長期的なるに反して、貿易協定は著しく短期的であつて、普通には一ケ年以下の場合が多い。即ち時間的にも著しく個別的である。かくして國際的にも商品的にも時間的にも、極めて個別的である點に、現代貿易協定の特質の一つがあると言へる。

然らば東亞貿易政策もまた、かゝる個別的な貿易協定の上にたつとすれば、甚だしく個別的となつて、東亞全體としての綜合性を有し得ないではないか、必ずしもさうではない。何となれば、たとひ一つ／＼の貿易協定は、二國間の個別的協定ではあつても、東亞全體としての一貫した原理にたつてゐるのみならず、全體としての綜合計畫の上にたつた數量協定であり、且つまた例へば吾國を中心として、總ての貿易協定が放射狀に各國との間に締結されうるからである。この點が極めて重要であつて、例へば吾國と佛印との間に、貿易協定を成立せしむる場合には、すでに吾國において東亞全體の計畫經濟および計畫貿易に關する大體の計畫が立案されてゐて、その一分枝としての佛印貿易が數量的に協定されねばならぬ。むろん現實には、かくの如き理想案が直ちに成立

5) 拙著、同上第一卷、323—333頁。

しうるものではないが、併し少くとも將來の目標としては、その方向に向つて漸次に協定の改訂を進めねばならぬ。かくの如き総合的な東亞全體の見透しまたは目標なくして、たゞ徒らにその時々の事情に應じて協定を成立せしめたとすれば、一つの協定と他の協定との間に矛盾または衝突を來たして、東亞全體の貿易を混亂せしむるに至る危険があるからである。

さて現實の貿易協定は、まづ日滿協定・日支協定・日佛印協定・日蘭印協定・日泰協定として、個別的にその成立を促進せしめねばならぬ。是等のうち何れを先とし、何れを後とすべきかは、現實の事情ことに政治經濟上の事情に應じて決定さるべきであつて、そこには何ら理論上の問題はない。たゞ現實にかゝる貿易協定の成立する最初のイニシアチヴは、二國間の政治的條件に依存する場合が極めて多い。この點について今日の段階における東亞廣域經濟の構成諸國は、大體において之を二群に區分することが出来る。即ち日・滿・支の北方諸國と、佛印・蘭印・泰國の南方諸國とによつて、著しくその政治的條件を異にするからである。

日・滿・支の三國はその政治的條件において、貿易協定の成立にとり、最も良好な状態にある。日滿協定にしろ、日支協定にしろ、これを締結せんとせば、直ちに實現しうる状態にある。それにも拘らず、今日まで未だ全くこの方向への努力の現はれないのは、一たい如何なる理由によるか、われわれの諒解し得ざる所である。滿・關・支の貿易に對しては、獨り吾國の側からのみ、或は輸出制限をなし、或は輸入獎勵をなす等々、あらゆる努力を拂ひつゝなほ十分の効果を收めてゐるとは言ひ難い。その理由の一つは、これらが主として吾國の一方的政策に過ぎず、相手方の協力による双面的政策を缺いてゐるからである。之に對して貿易協定は兩國の協力による

双方的努力によつて、所期の効果を齎らんとするものである。

佛印・蘭印・泰國と吾國との政治關係は、極めて微妙な關係にありながらも、次第に良好な展開を見つゝある。たゞ佛印・蘭印は歐羅巴の植民地であり、泰國は獨立國でありながらも複雑な國際政治の渦中にあるから、これら三國と吾國との貿易協定の成立は、必ずしも滿・支の場合の如く簡單ではない。根本的には、泰國が完全なる獨立國としての自由行動を保持し、佛印・蘭印もまた完全なる獨立國の地位を獲得することを理想とするが、併し現實には必ずしも之を要せず、たゞその貿易政策の獨立性さへ確保しうれば、貿易協定の成立にとつては、それにて足りるわけである。歐洲戰亂の渦中にあつて、和蘭または佛蘭西本國の今日の狀態においては、植民地の貿易政策をその總督の權限に委任することは、さしたる困難ではないと考へる。かりに形式的には本國政府の承認を要するとしても、實質的には植民地の獨自行動を認めざるを得ないであらう。現に進行しつゝある日・佛印交渉も、結局は貿易協定の締結を目標とするものでなければならぬと考へるが、最近に傳へらるゝが如く、佛印が關稅自主權を本國から認められたとすれば、それは協定の成立にとり極めて有利な一條件を加へたわけである。他方に蘭印に對する特使の派遣も、結局は貿易協定の成立とならねばならず、また泰國との間においても、今回の紛争調停を機會に、貿易協定の締結にまで進まねばならぬ。かくして東亞廣域經濟を構成する諸國は、すべて吾國との間に一應は個別的な貿易協定を成立せしむることとなり、之を出發點として共榮經濟圈の確立に進まねばならぬ。今日は實にその絶好の機會に恵まれてゐると言はねばならぬ。

三 貿易協定の内容

今日さし當つて急速に締結せしむべき日滿協定・日支協定・日佛印協定・日蘭印協定・日泰協定のそれらの具體的内容、ことにその貿易數量の具體的數字について詳細することは、こゝでは許され得ないことであるから、たゞ一般的・抽象的に、是等の貿易協定に含まるべき内容につき考察することとする。

貿易協定の主要な内容は、關稅協定と數量協定であるが、關稅協定については、差當つてまづ相手方の差別關稅を撤廢せしむるにある。滿洲國は建國以來すでに屢々關稅改正を斷行して來たから、こゝには多くの問題はないが、支那の關稅には、昭和六年以來の排日目的から挿入された差別關稅が多く含まれてゐる。また佛印・蘭印の關稅には、本國商品を優遇するための極端な差別關稅を含んでゐるから、何よりも之が撤廢または輕減を必要とする。今日の如き歐羅巴本國の状態では、たとひ差別的な優遇を與へられた所で、これらの植民地の必需品を供給しうる状態にはない。この植民地の飢餓状態を救ひうるのは、吾國の商品より外にないわけであるが、之が極端な差別關稅に阻止されてゐることは、吾國よりも寧ろ植民地のために、一時も早く修正されねばならぬ事態である。むろん吾國もかの恐慌時代の物資過剩とは異り、今日の物資や勞力の状態より考へ、また外貨獲得の必要の減退より考へれば、往時の如き無制限の輸出獎勵は今日では考へられない。輸入の計畫化と同時に、輸出もまた計畫化されねばならぬ今日であるから、そこで貿易協定は單なる關稅協定に止まるべきではない。

數量協定こそ現代貿易協定の特徴的な内容をなす重要部分である。貿易商品の數量を兩國間に協定するもので

あるから、むしろ個別的に個々の商品につき規定することとなるが、併し現實には寧ろ主要な數種の商品に限らるゝこととなる。例へば日印協定では、輸入棉花と輸出綿布についてのみ協定し、日濠協定では、輸入羊毛と輸出綿布および人絹布についてのみ協定してゐる如き是れである。いま東亞廣域經濟の内部に成立すべき個々の協定に含まるゝ商品およびその數量につき、個別的に研究することは姑らく別問題とするも、理論的には先づ相手國の立場に於て、その國全體として輸入および輸出を必要とする主要品を検討し、次いで吾國の立場より見て、その相手國に對して輸出および輸入を必要とする主要品を検討し、この兩方面より見て、兩國の間に貿易せらるべき主要品およびその數量を協定せねばならぬ。むしろその前提において、前にも述べたる東亞全體の総合的な計畫が準備せられ、これと矛盾せざる範圍において、その総合的計畫貿易の一部として、個別的な協定の締結さるべきこと言ふまでもない。

かゝる數量協定の結果として、兩國間には謂はゆる交換貿易制 (Barter system) が成立する。例へば佛印の米・石炭と吾國の綿布・雜貨との交換貿易の如きこれである。即ち貿易協定の重要な内容は Barter の成立にある。むしろ Barter とは言つても、物と物との直接交換ではなく、必ず之を貨幣價值に評價し、かつ之を爲替その他の方法によつて別々に決済するのであるから、文字通りの物々交換ではない。従つてかゝる數量協定の成立に當つては、單にその物量關係のみならず、常に一應の價額關係をも考慮せねばならぬ⁶⁾。然らずんば折角の貿易協定も、價額において甚だしき不均衡を協定するに至る危険があるからである。廣域經濟または共榮圈の内部においても、各國は完全に獨立國であるから、國際貸借または國際收支は依然として存在し、従つてその均衡問題も常

6) 拙著、『貿易統制の研究』第一卷、232頁。

に考慮に上らねばならないからである。

次に貿易協定の内容は、謂はゆる割當貿易制 (Quota system) と如何なる關係にあるか、周知の如く Quota 制は、實際には相手國の諒解の下に實施されることもないではないが、併し理論的には Barter の如く相手國との協定による双方向的行爲ではなく、一國の一方的な單獨行爲として實施されるものである。従つて貿易協定の内容とは直接に關係なきものではあるが、併し現實には密接な關係をもつて來る。例へば蘭印には現在も嚴格な輸入割當制を實施しつゝあるが、この場合に若しも日・蘭印協定を成立せしむべしとせば、若しくは成立したとすれば、兩者の關係は如何なる結果を齎らすか、そこに複雑なる關聯の發生することと言ふまでもない。理論的には、一國全體の經濟または貿易上の計畫に従つて、先づその國の輸入割當制または輸出割當制が前提的に決定され——之がまた更に東亞全體の綜合計畫に包含されること勿論であるが——この割當制によつて許されたる範圍内において、各國との協定が成立しうるわけである。むしろ逆にまた貿易協定の成立した結果として、その國への割當の變更されることはあり得るけれども、理論的には割當制は先であつて貿易協定は後である。こゝでは法令によつて實施される割當制は勿論であるが、未だその程度に達せざる計畫貿易における割當計畫をも意味してゐる。例へば吾國の綿布輸出が計畫的となれば、そこには各國への大體の輸出割當計畫が立つ筈であり、各國との貿易協定は、この輸出割當の範圍内において成立しうる筈である。また蘭印の綿布輸入が各國に割當てられてゐるとすれば、各國との貿易協定は、その割當の範圍内において成立しうるの外ないであらう。従つて嚴格なる法定上の Quota system は、貿易協定の成立にとつて障害となることが多い。逆に言へば、貿易協定は獨善的な

利己的割當制を緩和して、兩國の貿易を振興せしむる効果を有するものと考へられる。

次に貿易協定と許可貿易制 (Licence system) との関係もまた、ほとんどの Quota の場合と同様である。Licence もまた一國の單獨な一方的政策として實施せられ、輸入または輸出の商品および數量を一々個別的に許可事項とするものであるから、貿易協定はその許可の範圍内において成立しうるに過ぎない。併しながら一たん貿易協定において認められたる商品數量の範圍においては、之に對する許可は與へられねばならず、許可制は形式的となるか、或は許可の基準を與ふることとなる。例へば蘭印に輸入許可制の行はるゝ場合に、日・蘭印協定の成立したる時は、その協定商品の數量以内においては、輸入許可制は單なる形式的とならざるを得ない。然らずんば貿易協定は單なる空文に化してしまふからである。

最後に、吾國では獨特の連繫貿易制 (Link system) を實施しつつあるが、これと貿易協定の内容は如何なる關係を有するか、貿易協定の内容をなす Barter もまた、廣義においては一種のリンク制である。たゞこの場合は特定商品の一國全體の輸出と輸入とをリンクしたに過ぎないが、謂はゆるリンク制では個々の取引毎に、個別的に輸出と輸入とをリンクする點に相違がある。またリンク制では地域的な限定はないが、貿易協定または Barter では、特定の相手國といふ限定がある。それ故に貿易協定を嚴格に實施せんとすれば、その下において、當該協定商品の間に地域的のリンク制を實施せねばならぬ。逆に言へば、吾國の如くすでにリンク制の實施されつゝ場合にも、貿易協定はその上に成立しうる。たゞその協定の内容如何によつては、リンクの内容にもまた變化を來たさねばならぬ。例へば蘭印との間に石油を輸入し綿布を輸出する貿易協定が成立したとすれば、蘭印へ

の綿布の輸出は、之とリンクして印度棉花の輸入を許さるゝと同時に、蘭印からの石油の輸入をも之にリンクする方法がありうるからである。リンク制の根據は主として輸出用原料品の確保にあるから、之と兩立しうる限りでは、貿易協定もまた之と併存しうるわけである。

四 清算協定の締結

貿易協定と並んで東亞諸國の間に急速に締結を促進すべきものは、謂はゆる清算協定である。こゝに清算協定といふは、最近のドイツを中心とする歐羅巴諸國の間に、盛んに行はるゝに至つた新たな貿易決済の方法である。⁸⁾即ち爲替その他の資金移動の方法によらずして、他の清算方法によつて、貿易を決済する方法である。從來のすべての貿易は自由貿易でも保護貿易でも、また最近の貿易統制としての *Barter* でも *Quota* でも *Licence* でも、その貿易を決済するに當つては、すべて爲替その他の資金移動の方法によつたものである。この意味では從來のすべての貿易は、之を爲替貿易制といひ得るのであるが、之に對して最近の爲替管理に關聯して、急速に發達するに至つた全く新たな貿易方法は、爲替によらずして、況んや現金その他の資金を移動せしめずして、貿易を決済しうる方法であつて、一般に之を清算貿易制と言ふことが出来る。之にもまた種々雑多の方法と形態とを生じつゝあるが、こゝに東亞貿易政策の具體的な一方策として提案せんとするのは、その中の清算協定制 (*Clearingsabkommen*) または爲替清算制 (*Devisen Clearing*) と稱せらるゝものである。

清算協定は二國間の公的協定として成立する點では、さきの貿易協定と同様である。たゞその協定の内容が、

8) 拙著、『貿易統制の研究』第三卷，1—72頁。
9) 拙著，同上 第三卷，26—46頁。

爲替によらずして兩國間の貿易を清算しうる方法を規定せる點に、この協定の特徴があつて、典型的には兩國の中央銀行における簿上振替の方法によつて決済するものである。例へば日滿の間に清算協定を成立せしめたとすれば、滿洲中央銀行と横濱正金銀行との兩行に、それ／＼相手方の特別勘定をおき、當方の輸入業者はその輸入代金を中央銀行に拂込むと同時に、當方の輸出業者はその輸出代金を正金銀行より受取り、反對に先方の輸入業者は、その代金を正金銀行に拂込むと同時に、先方の輸出業者はその資金を中央銀行より拂出される。かくして双方の銀行の簿上に於いて、受入れたる輸入資金と拂出されたる輸出資金とを相殺してゆくものであるから、輸出入價額の均衡せる限りでは、完全に之を決済することが出來て、不均衡なる貿易差額だけは決済尻として簿上に残存するわけである。

さて、かくの如き清算協定を東亞諸國の間に成立せしむるには、貿易協定の場合と同じく、何よりもまづ兩國の政治的關係が、最初のイニシアチヴにとつて最も重要である。この點はさきにも述ぶるが如く、日滿・日支の間において最も好條件を具備してゐるから、こゝでは今日直ちに之を成立せしむることさへ可能である。然るにこの滿・支に對してさへ今日までまだ何等の努力も拂はれてゐないのは何故か、一九三五年のドイツ貿易は、その八割までこの種の清算貿易により、僅かにその二割のみが爲替によつて決済されたと傳へられてゐる。然るに吾國では、これほど外貨に窮し國際收支を憂ひながら、今日まで貿易の全部を爲替決済または金決済により、何ら新たな清算方法を考慮しなかつた。政治關係上もつとも容易なるべき滿洲國および支那に對しては、すでに早くこの種の清算協定を締結すべきであつたと思ふ。

10) 拙著、『貿易統制の研究』第一卷、253—254頁。

佛印・蘭印・泰國に對しては、さきに貿易協定に關して述べたと同様に、その國際關係は必ずしも簡單ではない。併しながら元來は清算協定にしろ貿易協定にしろ、純然たる經濟上の協定であつて、何ら政治的意味を有するものではないから、たゞ先方に之を締結するための自由な權限さへあれば、その成立は必ずしも困難ではない。ことに清算協定は、純然たる銀行業務に關する協定として、これを成立せしめることさへ可能である。現に最近に吾國と蘭印との間に成立した金融協定の如きは、この種の清算協定といふことが出来る。

昭和十六年一月一日より一ケ年の有効期間をもつて實施せらるゝに至つた日・蘭印銀行間の金融協定は、何ら國と國との公的協定ではなく、横濱正金銀行とジャワ銀行との私的な金融協定ではあるが、併し實質的にはその機構に於ても機能に於ても、公的な清算協定と殆んど同様の効果を有するものであつて、吾國の貿易爲替政策上より見て、一時期を劃する程に重要な協定である。歐洲動亂の勃發後は、蘭印貿易はドル爲替によつて決済されつゝあつたが、之によつて圓と蘭印貨（ギルダー）との直接決済が可能となつた。吾國の蘭印貿易は、年々巨額の輸出超過を示しつゝあるから、この出超過だけはジャワ銀行の中にある正金銀行の特別勘定に殘存し、これが一定額を超過する場合は、吾國は之をドル貨に轉換することが出来る。反對に蘭印は吾國に對して著しい輸入超過であるから、この入超過だけは正金銀行の中にあるジャワ銀行特別勘定の圓貨負債となつて殘存する。即ち正金銀行はジャワ銀行に對して、その必要とする圓資金を何時にても供給するわけである。爲替相場は從來と同じく百圓につき四十三ギルダー四分の三として殘存するが、併しこの協定によつて爲替そのものは全く無くなり、たゞ兩銀行の簿上振替によつて、兩國の貿易は決済されることゝなつた。

今もしこの種の金融協定が、東亞諸國の銀行間に成立するならば、之によつて東亞相互の貿易は、全く爲替その他の資金移動なくして決済せられ、全面的なる清算貿易が東亞全體に展開されることとなる。現に今次大戰後の歐羅巴において、多角的なる清算協定が盛んに行はれつゝありと傳へられてゐる。而かも之は前述の貿易協定と全く矛盾なく、その下において成立しうるものである。蓋し貿易協定は兩國間の主要貿易品につき、その數量協定をなすものであり、清算協定はその數量協定に従つて現實に行はれた貿易の決済方法を協定するに過ぎないからである。たゞ清算協定が實效を齎らすためには、兩國の爲替政策において一定の條件を具備せねばならぬ。

兩國の爲替管理が一定の程度に達せざる場合には、清算協定はその實效を收めることは出来ない。たとひ一方の國に爲替強制制が布かれてゐても、他方の國に爲替自由制が行はれてゐては、謂はゆる自由協定 (Freie Abkommen) または一方的清算協定 (Unilateral clearing agreements) となつて、例へば一九三四年八月の英獨協定におけるが如く、その實效を收めることは出来ない。蓋し爲替の自由市場が残存してゐては、民間商社の行ふ貿易決済を、この清算協定の下に集中することは出来ないからである。そこでその國に高度の爲替管理が行はれて、國民の總べての爲替が、強制的にそこに集中されることが、清算協定の成功しうるための前提條件である。

然るに吾國の爲替管理は次第に強化されては來たが、まだ之を中央銀行または正金銀行に集中するまでには至つてゐない。現に前述の蘭印金融協定の成立によつても、一般商社と正金銀行およびその他の爲替銀行との間の爲替取引關係は、従前と何ら變るところはないと發表されてゐる。これは一つは正金銀行が實質上ほとんど大部分の爲替を獨占してゐるからでもあり、二つはたとひ他の爲替銀行を通ずる爲替でも、何らかの方法によつ

て之を正金銀行に集中しうるからでもある。何れにせよ、必ずしも爲替專賣制または國營制を採らずとも、結局において一ヶ所に強制的に集中される方法を講ずるならば、民間の爲替銀行を併存せしめながらも、清算協定を有効に機能せしめることは不可能ではない。たゞこの點に慎重な考慮を拂つて、適當な機構と方法とを案出せねばならぬと思ふ。

五 東亞リンク制の創設

リンク貿易制 (Link system) は、吾國の戰時貿易を特徴づける獨特の貿易統制方法として、世界の注意を喚起したものであるが、これまで行はるゝ商品リンク制と特殊リンク制、または前に立案せられながら遂に實施を見るに至らなかつた綜合リンク制は、何れも地域的には何らの限定を設けず、一般に何れの地域に對する輸出か輸入かを區別せざるものである。たゞ圓ブロック地域に對する貿易は全く之から除外せられ、専ら第三國貿易に適用せられるといふ制限だけは、何れのリンク制にも共通の地域的制限であつた。

いま圓ブロック地域をも含めての東亞貿易政策として、リンク制の改善または擴大による東亞リンク制を創始すべきである。リンク制の一般的な改善策は姑らく別問題として、こゝでは東亞貿易政策の見地よりこれが改善策を講ずるならば、何よりもこの除外されたる圓ブロック地域にも、之を擴大して適用せねばならぬ。さればとて従來のリンク制をそのままこの地域に擴大することは、種々の理由から到底これを許され得ない事情にあるから、そこで之を全く別個のリンク制として、即ち謂はゆる地域リンク制として、まづ圓ブロック地域に獨立の

リンク制を布き、更に進んで東亞の各國に對して地域リンク制を布き、最後の段階においては是等を綜合したる東亞リンク制を創設すべきであると考へる。

圓ブロック貿易は滿洲國の建國以來すでに久しきに亘る問題として、幾多の對策を講じつゝ來たけれども、未だ適確な方策を確立したとは言ひ難い。最近ではまた吾國の低物價政策と彼地の物價騰貴より來る矛盾を解決するために、新たな對策を實施することとなつたが、時々刻々に變動する價格差額を調整するのに、固定的な補償方法を採用したのでは、決して成功しうる筈はない。新對策の行き詰りを同じ方法の上に打開するためには、固定的な補償の代りに、新たに伸縮法 (Sliding scale system) を加味して、價格差の大小に應じて、自動的に補償額を増減する方法を案出せねばならぬが、併し理論的に理想的なこの方法も、實行上には種々の問題を生ずるであらう。われ／＼は寧ろ圓ブロック地域のリンク制を提案するものである。

リンク制は一般には輸入制限を前提とする輸入許可制の特殊な方法であることが出来る。¹¹⁾ 商品リンク制でも特殊リンク制でも、まづ一般的な輸入制限が存在して、たゞ特定のものに輸入許可を與ふる場合に、その許可の基準として輸出を採り來り、これとリンクして輸入を許可するものである。普通の輸入許可制では、或は商品の種類により、或は過去の實績により、或は當時の國際收支により、許可の基準を定めるものであるが、輸出を基準として輸入を許可するところに、リンク制の特徴的な要素が存するわけである。

然るに圓ブロック地域リンク制にあつては、普通のリンク制とは反對に、却つて輸出制限の前提において、輸出許可制の一種として、實施さるべきものである。蓋し圓ブロック輸出に對しては、外貨擁護の立場から、また

11) 拙著、『貿易統制の研究』第三卷、219—229頁。

物資擁護の立場から、之を或程度に制限するの必要に迫られ、謂はゆる圓ブロック輸出制限の問題として、すでに早くより種々の方策を採ることとなり、現在の補償方法もまた、一方に輸出を制限すると共に、他方に輸入を促進するの効果を期待して、いまだ十分の成果を収め得ないのである。周知の如く圓ブロック貿易は、吾國の巨額の出超となり、而かもこの出超は全く外貨の獲得とはなり得ないものであるから、吾國の戰時貿易としては、出來得る限り圓ブロック地域からの輸入を促進せしめねばならぬわけである。こゝに圓ブロック地域リンク制の成立しうる十分の根據がある。

圓ブロック・リンク制においては、まづこの地域に對する輸出許可制を前提とし、その輸出を許可する基準としブロック地域からの輸入を之とリンクせしむるものである。むろんこの輸出商品および輸入商品にも、一定の制限を設けねばならず、何物にても輸入しなへすれば、何物にても輸出を許可するわけには行かない。輸出商品については、先方の必要とし當方の可能とする商品、また輸入商品については、當方の必要とし先方の可能とする商品でなければならぬ。この範圍における商品なれば、必ずしもかの商品リンク制におけるが如く、原料品の輸入とその製品の輸出とをリンクせしむる必要はないであらう。

地域リンク制においても、圓ブロックからの輸入にリンクして、輸出を權利として認むる輸出權利制と、圓ブロックへの輸出にリンクして輸入を義務づける輸入義務制とを認めることが出来る。これがかの商品リンク制における輸入權利制と輸出義務制とに對して、恰かも反對の關係にあることは、前述の根據より來る當然の歸結である。併し現實には必ずしも輸出權利制と輸入義務制とを獨立に併用する必要はなく、現行の商品リンク制に於

けるが如く、連鎖式に兩者を二重に併用して差支ない。¹²⁾

リンク制は貿易協定または清算協定とは異り、一國のみの一方的行爲として單獨に實施しうるものであるから、東亞諸國と吾國との政治關係如何に拘らず、吾國の意思によつて直ちに之を實行することも出来る。たゞ前述の諸方策、ことに貿易協定との關係如何は、一應これを考慮せねばならぬ。今かりに圓ブロック諸國との間に貿易協定を締結したとすれば、そこには既にリンク制の行はれうる餘地はないか、私見によれば、リンク制は貿易協定を實行に移す場合の最も適確な方法として、即ち貿易協定の下にあつて之を補助する方法として、有效な方策であると考へられる。例へば特定國との貿易協定において、彼我の間に交換的に貿易せらるべき主要商品およびその數量を協定したとしても、國營貿易にあらざる限り、現實の貿易を行ふのは個々の企業であるから、その個々の貿易取引を協定數量に合致せしむるためには、何等かの手段を講ぜねばならぬ。リンク制はその最も有效な方法と考へられる。即ち貿易協定によつて交換的に定められたる輸出入商品全體としてのリンクを、そのままに個々の取引に分割的にリンクすればよいからである。この意味において兩者は決して矛盾するものではなく、兩者併存して却つてその何れをも有効に機能せしむるものである。清算協定もまた同様であつて、貿易協定の大纲の下に、リンク制によつて輸出しまたは輸入したる商品は、爲替その他の資金移動によらず、清算協定の下に定められたる清算方法によつて決済されることとなるからである。

今日の段階における東亞リンク制は、まづ地域別に、例へば對滿リンク・對支リンク・對佛印リンク・對蘭印リンク・對泰國リンクの如く、相手國別に別個の地域リンク制とするの外ないであらう。東亞全體を一地域とす

12) 拙著、同上、第三卷、251—255頁。

る総合的な地域リンク制は、なほ將來の問題として研究されねばならぬ。今日の現實において、吾國の東亞貿易に求むるものは、國內に不足する物資の輸入を確保する點にある。然るに貿易業者の東亞貿易に期待するものは、主として輸出の側にある。そこでこの二つをリンクして、まづ東亞諸國からの必要物資を輸入せしめ、これとリンクして輸出を許可することとせば、かりに輸出権に伴ふプレミアムを認めないとしても、輸出によりて得らるゝ利益をもつて、輸入の損失を自ら補償して、輸入を奨励する結果となることは明らかである。さうして貿易協定における數量關係を如何に協定するか、またリンク制に於ける輸入と輸出との比率を如何に決定するかによつて、出超または入超を如何なる程度に維持するか、或はまた貿易均衡を如何なる程度に保持するかにつき、ほと計畫的に之を左右することが出来るわけである。

六 東亞貿易の將來

東亞貿易政策の具體的方策として、われは東亞諸國との間に、即刻に貿易協定および清算協定を締結し、かつ地域別のリンク制を實施すべきことを主張するものであるが、今かりに斯くの如く有效適切な新方策によつて、東亞貿易の著しき進展を見たる場合には、その將來は果して如何なる變化を齎らすであらうか、われはそこに飛躍的な量的および質的發展を豫想することが出来るかと考へる。

まづ第一に、東亞貿易は之によつて驚くべき量的發展を見るであらう。絶對的な貿易數量または價額の増大と共に、相對的な貿易比率すなはち吾が貿易全體における東亞貿易の占むる比率もまた、著しく増大するであら

う。何となれば、これまで東亞諸國の貿易政策は、世界諸國の傾向に追隨して、一國單位の偏依なアウタルキヤ政策に終始して、自國限りの自給自足を目標としてゐたから、相互の貿易は不當に壓迫され萎縮されざるを得なかつた。然るに東亞新秩序の下に於ける廣域經濟にあつては、東亞全體の範圍における自給自足を目標とするから、一國單位のアウタルキヤはその障壁を打破することとなり、各國の東亞貿易は増大せざるを得ない。また東亞廣域經濟の範圍における自給政策は、これまで東亞以外の第三國との間に行はれてゐた貿易を、東亞貿易に振り向けることとなるから、こゝにも東亞貿易の量的増大をもたらす原因がある。ことに東亞には世界人口の半を占める十億の人口を有するが、從來これらの人口はその購買力の弱小のために、いまだ世界貿易の重要な部分を構成するに至らなかつた。従つて今後の東亞廣域經濟の開発によつて、貿易の發展し得る餘地は廣大に残されてゐる。恐らく世界の何れの地方においても、かくの如く將來性に富む市場は發見されないのであらう。かくして東亞貿易の絶對量をして、今後の數年において從來の數倍に達せしめることは、さしたる難事ではないと考へられる。さうして吾が貿易の大部分、おそらく七、八割までは、東亞貿易をもつて占めることとなり、殘餘の僅少部分のみが、歐米その他の第三國貿易として残り、これが東亞貿易の補充的部分として機能するに至るであらう。

第二に、將來の東亞貿易はたゞに量的に飛躍的の増大を豫想しうるのみならず、質的にもまた著しき發展を遂ぐるものと考へられる。何よりもまづ、從來の意味での自由貿易または保護貿易は、もはやそこには存在しうる筈はない。そのみではない。今日まで盛んに行はれつゝある謂はゆる統制貿易または計畫貿易もまた、決してそのまゝに行はれうるものではない。何となれば今日までの貿易統制でも計畫貿易でも、すべて單獨國家の一國

限りの立場において計畫され統制されたからである。むしろ將來の東亞貿易もまた、計畫貿易であり統制貿易でなければならぬけれども、併しその計畫や統制はもはや一國限りの立場に限らず、廣く東亞全體の立場において、綜合的に計畫され統制されたる貿易でなければならぬ。言はゞ從來の個別的計畫貿易に對して、將來の東亞においては、綜合的計畫貿易とならねばならぬ。こゝに第一の質的發展がある。

次に將來の東亞貿易は、すでに他の機會に指摘したるが如く、次第に外國貿易の性質を喪つて、國內商業の性質に近づいて來ると考へられる。何となれば、純理論的問題として、外國貿易と國內商業との本質的相違は、謂はゆる比較生産費の原理の行はるか否かにあると言はれて來たが、この原理の行はるゝためには、國際間に資本・労働の移動の不自由なることを前提としてゐる。¹³⁾ 資本や労働の移動が自由に行はれては、生産費の絶對的相違によつて分業が成立し、交換が行はれて、國內商業と同様となるからである。然るに東亞區域經濟の將來においては、むしろ文字通りの自由移動ではないけれども、併し必要な場合には、資本も労働も國內におけると大差なく、計畫的・統制的に移動することゝなるから、この點に著しき内外の區別は存しないことゝなり、従つて東亞貿易に對してのみ特異の原理の行はるゝ筈はなくなる。謂はゆる適材適所の分業とは、生産費の絶對的相違に従つて分業する意味であり、こゝではもはや比較生産費の原理はそのまゝに適用され得ない。

また之を現實の問題として見る場合には、外國貿易を國內商業から現實に區別しうる二つの點は、次第に消滅する傾向にある。その一つは關稅の存在である。むしろ東亞相互間の關稅同盟または關稅撤廢によつて、全く關稅のなくなるに至ることは、恐らく遠い將來のことには相違ないが、併しその傾向は次第に相互の關稅を輕減ま

13) 拙著、『新體制の理論』330—332頁。
14) 拙著、『新版國際經濟の理論と問題』參照

たは撤廢の方向にあることは疑ひ得ない。この點でも次第に國內商業に接近する傾向にあると言へる。また外國貿易の他の現實的な特質をなす外國爲替についても、大體は同じ傾向にあると言ふことが出来る。

東亞經濟の爲替政策については、こゝに詳論する餘裕はないが、まづ今日の段階において、前述の如き清算協定が相互に成立したとすれば、そこにはもはや外國爲替は存在しない。たゞし爲替相場はほゞ從來の比率において残存する。たゞこの場合にも從來の爲替相場と著しく異なる點は、ほゞ一定不變の爲替相場の行はるゝ點にある。從來の外國貿易にあつては、時々刻々に變動する爲替相場において賣買する點に、その重要な特徴を有したのであるが、たとひ爲替相場は残存しても、その比率が一定不變となれば、商業の安定性を確保しうる點において、一步を國內商業に近づけることゝなるであらう。

併しながら更に發展せる將來の段階においては、謂はゆる圓ブロック地域の擴大する場合には、かの圓元パーの場合におけるが如く、東亞相互通貨の等價リンクの成立によつて、そこにはもはや爲替相場そのものゝ存在さへなくなると考へられる。併しながら東亞の諸國はそれ〴〵獨立國として存在するから、それ〴〵に異なる通貨を有し、獨立の通貨制度を有するから、全く國內通貨と同一ではないが、併し爲替相場の變動がなくなり、爲替相場そのものがなくなり、また清算協定によつて爲替そのものさへなくなつた場合を考へれば、それは實質的には著しく外國貿易から國內商業に近づくことゝなる。たゞ併し形式的には、どこまでも國と國との間の國際商業であり、全く國內商業と同一であるとは言ひ得ない。言はば國內商業と外國貿易との中間的性質のものとなり、純然たる外國貿易は、歐米その他の第三國貿易として残存することゝなるであらう。

京都帝國大學經濟學部内

「東亞經濟研究所」要項 (昭和十五年十一月十日設立)

- 一、東亞經濟研究所ハ東亞經濟ニ關スル研究ヲナスヲ以テ目的トス
- 二、東亞經濟研究所ノ事務所ハ京都帝國大學經濟學部内ニ之ヲ置ク
- 三、東亞經濟研究所ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、研究雜誌「東亞經濟論叢」ノ發行
 - 二、研究叢書「東亞經濟叢書」ノ發行
 - 三、研究報告「研究例會及研究大會」ノ開催
 - 四、研究受託 特殊問題ニ關スル外部ヨリノ研究受託
- 四、其他當所ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 五、東亞經濟研究所ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、所長 經濟學部長ニ當ル
 - 二、評議員 經濟學部教授ノ全員ヲ以テ之ニ充ツ
 - 三、編輯委員 評議員會ニ於テ選定ス
 - 四、會計委員 評議員會ニ於テ選定ス
 - 五、東亞經濟研究所ニ研究員、助手及囑託ヲ置ク事ヲ得
- 六、東亞經濟研究所ノ資産及會計左ノ如シ
 - 一、京都帝國大學經濟學會ヨリ受ケタル寄附金ヲ以テ基本財産トス
 - 二、基本財産及事業ヨリ生スル收入並ニ委託研究費ヲ以テ經費ヲ支辨ス
 - 三、會計年度ノ剩餘金ハ之ヲ基本金ニ繰入ル、モノトス
 - 四、役員ハ總テ無給トス
 - 五、毎年度ノ豫算及決算ハ評議員會ニ報告シテ其ノ承認ヲ經ルモノトス
- 七、東亞經濟研究所ノ事務ヲ左ノ如ク分擔ス
 - 一、庶務 二、會計 三、編輯 四、資料

本誌の購讀會員(一ヶ年分金參圓五拾錢)は東亞經濟研究所(振替口座京都一九六七四番)へ申込みましたし

昭和十六年二月二十三日印刷
昭和十六年二月二十八日發行

●特價 金壹圓五拾錢
郵税 九錢

編輯兼 松尾哲彦
發行人 京都市左京區田中里ノ内町一三

印刷人 橋本岩太郎
京都市上京區上樺木町通千本東入

印刷所 眞美印刷所
京都市上京區上樺木町通千本東入

發行所 京都帝國大學經濟學部内
東亞經濟研究所
振替口座京都一九六七四番

發賣所 有斐閣
東京市神田區神保町二丁目十七番地
電話九段(33)〇〇三三二番
振替口座東京三七〇番

廣告料	定價	
	一冊	一冊
一頁	金壹圓	郵税金六錢
一頁	金四圓	郵税金
一頁	金貳拾五圓	郵税金